

「住居確保給付金」制度  
(転居費用補助)のご案内

福知山市  
生活としごとの相談窓口

## 《もくじ》

- 住居確保給付金(転居費用補助)とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 住居確保給付金(転居費用補助)の支給額・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 住居確保給付金(転居費用補助)の対象者【支給の要件】・・・・・・・・ 1
- 住居確保給付金(転居費用補助)の対象経費・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 住居確保給付金(転居費用補助)の初期費用等が必要な方は・・・・・・・・ 3
- 住居確保給付金(転居費用補助)の申請をするために必要なもの・・・・・・・・ 4
- 住居確保給付金(転居費用補助)の申請から決定まで・・・・・・・・・・ 5
- 住居確保給付金を返還していただく場合・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

## 住居確保給付金(転居費用補助)とは

同一の世帯に属する方の死亡または本人若しくは同一の世帯に属する方の離職、休業等により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮し、住居を喪失した方または住居を喪失するおそれのある方を対象として、転居費用相当分の給付金を支給することにより、これらの方の家計の改善に向けた支援を行います。

## 住居確保給付金(転居費用補助)の支給額

**支給額：**下記の額を限度として、申請者が実際に転居に要する経費のうち、支給対象となる経費を支給します。

1人	2人	3人	4人	5～6人	7人
282,000円	300,000円	324,000円	348,000円	366,000円	390,000円

**支給方法：**初期費用については原則不動産仲介業者等へ代理納付  
それ以外については代理納付もしくは受給者の口座等へ支給

※転居に要する経費が支給額の上限を超える場合、差額については自己負担となります。

## 住居確保給付金(転居費用補助)の対象者【支給の要件】

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

### ① [基本要件]

申請者と同一の世帯に属する方の死亡または、本人若しくは申請者と同一の世帯に属する方の離職、休業等により世帯収入額が著しく減少し、経済的に困窮し、住居を喪失した方または住居喪失のおそれのある方

② [収入減少期間要件]

申請日の属する月の、世帯収入が著しく減少した月から2年以内であること。

③ [生計維持要件]

申請日の属する月において、世帯の主たる生計維持者である方  
(収入減少時においては主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時においては主たる生計維持者となっている場合も含む。)

④ [収入要件]

申請日の属する月の申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の収入の合計額が、基準額に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額以下であること。

※収入には公的給付(年金、失業等給付等)を含みますが、児童扶養手当等各種手当、奨学金等の特定の目的のために支給される手当・給付等は収入として算定しません。

世帯人数	基準額	家賃相当額(上限)	収入基準額
1人	78,000円	36,000円	114,000円
2人	107,000円	43,000円	150,000円
3人	130,000円	47,000円	177,000円
4人	163,000円	47,000円	210,000円
5人	196,000円	47,000円	243,000円

⑤ [資産要件]

申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の所有する金融資産の合計額が、基準額×6以下(ただし、100万円以下とする)であること。

世帯人数	金融資産
1人	468,000円
2人	642,000円
3人	780,000円
4人	978,000円
5人以上	1,000,000円

⑥ [家計改善に関する要件]

家計改善支援事業(家計に関する相談支援)において、その家計の改善のために転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること。

⑦ [類似給付の受給に関する調整規定]

離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び同一の世帯に属する方が受けていないこと。

⑧ [その他]

申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族のいずれもが暴力団員、暴力団員等又は暴力団密接関係者でないこと。

**住居確保給付金(転居費用補助)の対象経費**

転居費用の支給対象・対象外の経費は以下の表のとおりです。

支給対象となる経費	支給対象とならない経費
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 転居先への家財の運搬費用</li><li>・ 転居先の住宅にかかる初期費用 (礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料)</li><li>・ ハウスクリーニングなどの原状回復費用 (転居前の住宅に係る費用を含む)</li><li>・ 鍵交換費用</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 敷金</li><li>・ 契約時に払う家賃(前家賃)</li><li>・ 家財や設備の購入費 (風呂釜、エアコン等)</li></ul>

**住居確保給付金(転居費用補助)の初期費用等が必要な方は**

賃貸住宅への入居には敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。

「初期費用」への対応が困難な方や、またはそれに類する費用が必要な方については、福知山市社会福祉協議会に「生活福祉資金(総合支援資金)」の利用についてご相談ください。

## 住居確保給付金(転居費用補助)の申請をするために必要なもの

- ◆ 生活困窮者住居確保給付金支給申請書(別記様式第 8 号)
- ◆ 本人確認書類の写し(次の本人書類のいずれか)  
運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳、住民票、戸籍謄本等
- ◆ 収入減少関係書類の写し  
世帯収入額が、申請日の属する月を起点に2年以内に著しく減少したことが確認できる書類
- ◆ 離職等関係書類の写し  
世帯収入が著しく減少する直前に、申請者と同一の世帯に属する方が死亡、または申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する方が離職、休業等をしたことが確認できる書類
- ◆ 収入関係書類の写し  
申請者及び申請者と同一の世帯に属する方のうち収入がある方について、収入が確認できる書類(給与明細等)
- ◆ 金融資産関係書類の写し  
申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の金融機関の通帳等
- ◆ 住居確保給付金要転居証明書(別記様式第 10 号)
- ◆ (持家の場合のみ)居住維持費用関係書類の写し  
申請者が持家である住宅に居住している場合は、その居住の維持に要する費用(固定資産税、火災保険料等)の月額を確認できる書類
- ◆ 入居予定住宅に関する状況通知書(別記様式第 11 号)
- ◆ その他支給に関する事務に必要なとされる書類

## 住居確保給付金(転居費用補助)の申請から決定まで

### ① 住居確保給付金(転居費用補助)の支給申請

- 必要書類を添えて、「生活困窮者住居確保給付金支給申請書」(別記様式第2号)を住居確保給付金窓口(社会福祉課)に提出してください。
- 「申請書」の写しと、「入居予定住宅に関する状況通知書」(別記様式第11号)をお渡しします。

### ② 入居予定住宅の確保

- 不動産業者等に申請書の写しを提示したうえで、当該業者等を介して、住居確保給付金(転居費用補助)の支給決定等を条件に福知山市内の入居可能な住宅を探し、確保してください。
- 入居可能な住宅を確保した場合には、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」へ記載をお願いしてください。

### ③ 住居確保給付金(転居費用補助)の確認書類の提出

- ②の手続きで、不動産業者等から記載・交付を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」を社会福祉課に提出してください。  
※初期費用の他に、転居に要する費用(家財の運搬費用、原状回復費用等)が見込まれる場合は、必要に応じて、その額及び内訳が確認できる書類を提出してください。

### ④ 住居確保給付金(転居費用補助)の審査・決定

- 審査の結果、受給資格ありと判断された場合は、「住居確保給付金支給決定通知書」(別記様式第16号)の交付に合わせて、「住居確保報告書」(様式住一1)をお渡しします。  
※必要に応じて、「住宅確保給付金支給対象者証明書」(別記様式第15号)をお渡しします。
- 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」(別記様式第13号)を交付します。

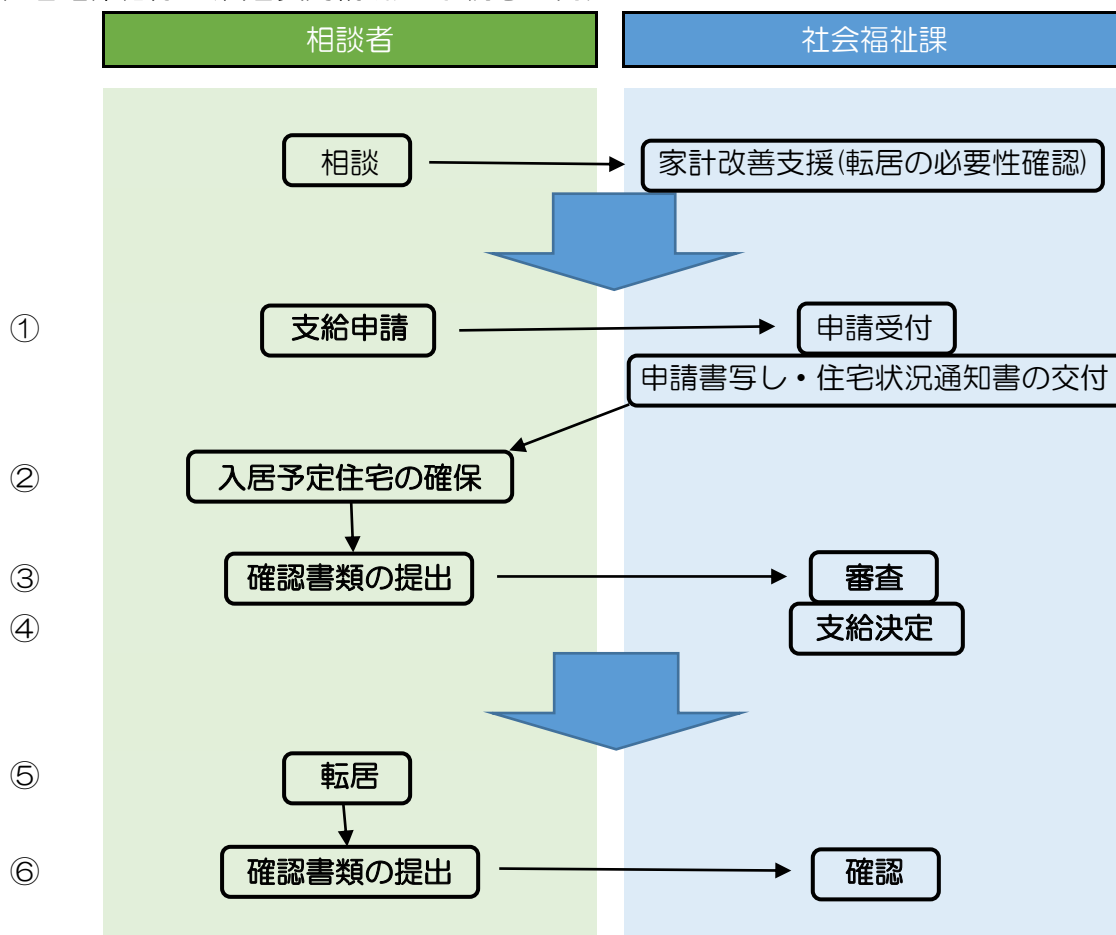
### ⑤ 入居手続き

- 不動産業者等との間で入居に関する手続きを行った後、住民票の設定・変更手続きをしてください。

## ⑥ 転居後について

- 住宅入居後7日以内に、「賃貸住宅に関する賃貸借契約書」の写しと新住所での「住民票」の写しを添付して、「住居確保報告書」を社会福祉課に提出してください。
- 必要に応じて、転居先の受住宅を訪問し、居住の状態や家計の改善状況確認をする場合があります。

## ◆ 住居確保給付金(転居費用補助)の手続きの流れ



## 住居確保給付金(転居費用補助)を返還していただく場合

- 住居確保給付金(転居費用補助)の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付の全額又は一部について返還を求められます。
- 転居に要する費用の実際の支出額が当該支給額を下回った場合、差額の返還を求められます。



お問い合わせ先

福知山市 健康福祉部 社会福祉課 生活支援係

「生活としごとの相談窓口」

TEL : 0773-24-7094

FAX : 0773-22-6610